Power Platform サポート規約

MMPG DX 委員会 会員事務所様向け

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所

この Power Platform サポート規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所（以下「当社」といいます。）が、MMPG DX 委員会の会員事務所様向けに提供する Power Platform サポート（以下「本サービス」といいます。）の提供条件を定めるものです。

第 1 条（本サービスの位置付け）

1. 本サービスは、MMPG DX 委員会の会員事務所様向けに、Microsoft Power Platform および Microsoft 365 の活用に関する技術的な助言、情報提供および対応方針の提示を行うサポートサービスです。
2. 本サービスは、お客様が自社で利用することを目的とした Power Platform 等の活用を支援するものであり、当社がお客様の業務を代行し、または成果物を作成することを目的とするものではありません。

第 2 条（適用対象）

1. 本サービスの提供対象は、MMPG DX 委員会に参加する会員事務所とします。
2. 本サービスの契約単位は、事務所単位とします。
3. お客様が MMPG DX 委員会を退会した場合、または会員資格を喪失した場合は、本サービスの提供対象外となります。この場合、本サービスは終了し、以後は当社が別途定める通常のサポートサービスへ移行するものとします。

第 3 条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の内容を変更する場合があります。この場合、当社は、変更後の規約を当社所定の方法によりお客様に公表または通知します。
2. 変更後もお客様が本サービスの利用を継続した場合、お客様は変更後の規約に同意したものとみなします。

第 4 条（申込および契約）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 本サービスの利用に際しては、当社とお客様との間でサポート契約を締結していただきます。

第 5 条（サポートサービスの内容）

当社は、本サービスとして、次表に定めるサポートを提供します。

項目	対象可否
サポートサイトの利用	対象
チャットサポートの利用	対象
アドバイザリー面談	対象外（希望時は有料で追加利用可）
ユーザー会への参加	対象

第 6 条（サポートの範囲）

本サービスにおけるサポート対象範囲は、次表に記載のとおりとします。

項目	対象可否
Power Automate（クラウドフロー）に関するご質問	対象
Power Automate for desktop（デスクトップフロー）に関するご質問	対象
Power Apps（キャンバスアプリ等）に関するご質問	対象
Power BI のレポート作成に関するご質問	対象
Microsoft 365（SharePoint／OneDrive for Business／Microsoft Forms／Teams）の基本操作	対象
Power Platform のフローやアプリで Microsoft 365 を利用する場合のご質問	対象
Copilot Chat、Microsoft 365 Copilot の利用に関するご質問	対象
Copilot Studio によるエージェント作成および利用方法に関するご質問	対象

第 7 条（サポートサイト）

1. サポートサイトの利用人数に制限はありません。ただし、利用にあたっては、メールアドレスの登録が必要です。
2. お客様は、サポートサイトを利用するメールアドレスを当社所定の方法により申請するものとします。

第 8 条（チャットサポート）

1. チャットサポートは、原則として Chatwork または Microsoft Teams を利用して行います。これらを利用できないやむを得ない事情がある場合は、当社とお客様との協議により問い合わせ方法を定めます。
2. チャットサポートの質問回数に制限はありません。
3. チャットサポートの対応時間は、当社営業日の 9 時から 17 時までとします。当社は、お問い合わせ日を含めて 3 営業日以内に一次回答を行います。
4. 一次回答とは、状況整理、原因の切り分けおよび対応方針の提示をいい、問題の解決完了を保証するものではありません。

5. 当社は、動作や考え方を説明する目的で、最小限の簡易的なサンプル（フローまたはアプリ等）を提示する場合があります。ただし、業務要件に基づく完成形のフローまたはアプリ等の作成、およびお客様環境へそのまま適用可能な成果物の提供は、本サービスに含まれません。

6. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合、お問い合わせをクローズできるものとします。
   （1）一次回答または対応方針の提示後、一定期間お客様から連絡がない場合
   （2）調査に必要な情報提供等の協力が得られず、対応継続が困難と判断した場合
   （3）当社が提示した対応方針に基づき、お客様側での対応が完了したと判断される場合
   （4）お問い合わせ内容が本規約に定めるサポート範囲外であると判断した場合

7. クローズ後に調査再開を希望される場合は、新規のお問い合わせとして受け付けるものとします。

第 9 条（アドバイザリー面談）

1. 本サービスには、アドバイザリー面談は含まれません。お客様は、本サービスの契約期間中に限り、当社所定の方法による事前申込みに基づき、アドバイザリー面談を有料で追加利用できます。

2. アドバイザリー面談は、1 回あたり原則 1 時間以内とし、当社指定の Web 会議システムを用いて実施します。対応する当社エンジニアは原則 1 名とし、担当者の選定は当社が行います。お客様側の参加人数に制限はありません。

3. アドバイザリー面談は、特定のお客様の個別課題に対する技術的な助言、課題整理および対応方針の提示を目的とし、作業代行、検証代行、実装代行または成果物の作成を含みません。

4. アドバイザリー面談において、以下に例示する内容は対象外とします。
   （1）業務要件の整理または業務設計の代行
   （2）フロー、アプリ、レポート、エージェント等の完成形の作成
   （3）お客様環境への直接的な実装作業
   （4）社内勉強会、研修会、講義形式での実施

5. 勉強会または研修を希望される場合は、当社が別途提供する研修サービスをご利用いただくものとします。

第 10 条（ユーザー会）

1. ユーザー会は、原則として毎月第 2 金曜日の 10 時から 11 時までオンラインで開催します。

2. 開催日時、参加 URL その他の詳細は、開催の都度、当社所定の方法により案内します。

第 11 条（対象外事項）

1. 以下は、本サービスの対象外とします。

（1）Office アプリ（Excel、Word 等）の基本操作に関する支援

（2）VBA、Office Scripts その他の各種スクリプト開発、および個別環境に依存する技術支援

（3）ネットワーク関連、オンプレミス機器、外部インフラに関する支援

（4）Microsoft 365 および Power Platform の管理操作、運用設計、管理に関するスクリプト操作等

（5）プロンプトの作成代行、レビュー、精度改善等、利用者環境に依存する対応

2. Microsoft が提供するプレビュー版、Frontier、Experimental、Early Access 等の機能（以下「プレビュー機能等」といいます。）は、動作や仕様が不安定であり、予告なく変更または提供終了される可能性があるため、原則として本サービスの対象外とします。ただし、当社の判断により、技術的な助言または情報提供をベストエフォートで行う場合があります。

第 12 条（非保証および免責）

1. 本サービスは、ベストエフォート方式で提供されるものであり、当社は、すべての問題の解決、特定の結果の実現、回答内容の完全性または正確性を保証するものではありません。
2. 製品仕様、外部サービスの影響、再現性の有無、公開情報の有無その他の事情により、十分な調査または回答ができない場合があります。
3. Copilot 等の生成 AI に関する支援は、その時点で提供可能な仕様および情報に基づく対応となり、当社は、その正確性、完全性、有用性または将来にわたる継続性を保証しません。
4. 本サービスには、Microsoft 365 その他の各種ライセンス費用は含まれません。Microsoft ソリューションに関するライセンスについては、当社より別途見積りおよび提供が可能です。

第 13 条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、利用開始日から 1 年間とします。
2. 契約期間満了月の 1 か月前までに、お客様から解約の申出がない場合、契約期間は同一条件でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
3. お客様は、原則として契約期間中に本サービスを中途解約することはできません。やむを得ず中途解約する場合、お客様は、残存契約期間に相当する月額料金を当社に支払うものとします。

第 14 条（料金）

本サービスの料金は、次のとおりとします。

区分	料金	備考
Power Platform サポート（MMPG DX）	月額 30,000 円（税抜）	契約単位ごとの料金
アドバイザリー面談	1 回 15,000 円（税抜）	1 回あたり原則 1 時間以内。希望時のみ追加利用可

第 15 条（支払方法）

1. 本サービスの月額料金は、毎月末日締めで当月分を計算し、当社が指定する口座振替サービスを利用してお支払いいただきます。
2. 口座振替によらない場合、お客様は、当社が指定する口座に振り込む方法により月額料金を支払うものとします。この場合の振込手数料は、お客様の負担とします。
3. 年払いを希望される場合は、当社とお客様との協議により定めるものとします。

第 16 条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社とお客様は、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決するものとします。

以上

v1.0 版（2026 年 7 月 1 日新設）